

みやざき木づかい県民会議
木育ネットワーク部会設置規程

平成28年 4月 4日

(目的)

第1条 豊かな森林を次世代に引き継いでいくには、県民一人ひとりが、木材の良さや利用することの意義について理解と認識を深め、県民全体で県産材の地産地消に取り組むことが重要であることから、みやざき木づかい県民会議（以下「県民会議」という。）を設置したところである。県民会議の所掌事務の一つである県産材利用の普及啓発活動をより推進するため、みやざき木づかい県民会議設置要綱第7条の規定に基づき「木育ネットワーク部会」を設置し、木に触れ親しむ機会などを提供し、森林・林業、木材、環境についてわかりやすく県民に伝える木育活動の強化を図る。

(所掌事務)

第2条 木育ネットワーク部会は、次に挙げる事務を所掌する。

- (1) 木育ネットワーク部会の運営及び部会で実施する木育活動に関すること。
- (2) 木育ネットワーク部会に所属する「木育サポーター」が実施する木育活動の支援に関すること。
- (3) 県産材を活用した「木育グッズ（木のおもちゃ等）」等に関すること。

(部会構成)

第3条 木育ネットワーク部会は、本会員と賛助会員で構成する。

(1) 本会員

- ①木育活動に積極的に取り組む市町村・企業・団体等
- ②木のおもちゃ等の製品の製造に積極的に取り組む企業・団体等
- ③木育活動に積極的に取り組む保育園・幼稚園、学校等

(2) 賛助会員

- ①木育活動を応援する市町村・企業・団体等
- ②木育に関心のある保育園・幼稚園、学校等

2 本会員は、原則として木育サポーター養成講座を受講し、木育活動への理解を深めるよう努めるものとする。

(部会の運営)

第4条 部会は、公益社団法人宮崎県森林林業協会が運営することとし、部会長は、専務理事をもって充てる。

2 部会事務局は、公益社団法人宮崎県森林林業協会と宮崎県環境森林部山村・木材振興課みやざきスギ活用推進室で協働して担うこととする。なお、運営に当たっては、必要に応じて本会員及び賛助会員等の意見を聴くものとする。

3 部会運営に要する経費は、県からの委託料により措置する。

附 則

この規程は、平成28年4月4日から施行する。